

中央卸売市場（南港市場）発注の物品供給等契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	大阪市中央卸売市場 南港市場本館棟2階 係留所空調設備緊急 修繕	19:産業用 機器	不二熱学サービス (株)	1,160,500	令和6年7月29日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第5号	G17	-
2	エアバランサー (BN003)用部品ほか 18点 買入	19:産業用 機器	花木工業(株)大阪 支店	1,925,880	令和6年8月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G30	-

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場本館棟2階係留所空調設備緊急修繕

### 2 契約の相手方

不二熱学サービス株式会社

### 3 隨意契約理由

令和6年7月24日、係留所の空調ダクトから冷風が出ていないとの連絡があり、現地調査を行ったところ空調ダクトのダンパーが正常に動作していないことが原因であると判明した。本工事は、同ダンパー及び付随する設備の修繕を行うものである。

係留所は、産地から輸送してきた牛・豚をと畜解体までの間、係留する施設であり、空調設備の故障は係留中の牛・豚のストレスにつながって品質低下に至るとともに、特に夏季の高温時には生死にかかわり市場の運営に重大な損害をもたらす可能性がある。よって同空調設備を緊急に修繕し、本来の能力が発揮できるよう復旧する必要がある。

また同空調設備は、解体処理室と係留所のダンパーを切替える時間制御システムとなっており、各ダクトに流れる風量のコントロールを行っている。この風量バランスが崩れれば、解体室の空調設備にも悪影響を及ぼすことになる。

このシステムを構築、施工したのは不二熱学サービス株式会社であり、同システムを熟知し、現場実情も把握している唯一の業者であるため、同社の知識と技術と経験が無ければ、本システムを復旧することは不可能である。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により、上記の契約相手方と随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

エアバランサー(BN003)用部品ほか18点 買入

### 2 契約の相手方

花木工業株式会社大阪支店

### 3 随意契約理由

本件は、豚及び牛のと畜解体作業において、牛のと体を懸垂した状態で背骨を二分割する際に用いるエアバランサー（BN-003）、背割りする特殊用途に用いる電動鋸（H080）、並びに皮剥ぎを行うためのデハイダーを構成する純正部品を買入れるものである。

エアバランサー（BN-003）、電動鋸（H080）、及びデハイダーについては、米国ジャービス社が開発した製品であり、同製品の純正部品である本件物品についても米国ジャービス社が製造している。

花木工業株式会社大阪支店は、米国ジャービス社の関西地区唯一の代理店かつ販売店であるため、販売においては同社のみの取扱いとなっている。

以上のことから、契約相手方を花木工業株式会社に選定する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）